

(目的)

第1条 この要綱は、和歌山県公立大学法人評価委員会条例（平成17年和歌山県条例第89号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、和歌山県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、公開して行う。ただし、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

(議事要旨等の公表)

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。ただし、第2条ただし書きの規定により会議を公開しないこととされた案件に係るものについては、委員長が委員会に諮って当該議事要旨及び資料を公表しないことができる。

(臨時委員の配置)

第5条 委員長は、条例第3条第1項の規定により臨時委員を置く必要があると認める場合は、委員会に諮った上で、知事にその旨申し出ることとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、委員会の決定の日（平成17年11月28日）から施行する。